（造船法施行規則の一部改正）

第二条　造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二十一号様式（第42条の16において準用する第42条の13関係）

特定船舶導入計画の実施状況に関する報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の特定船舶導入計画の実施状況について報告します。

記

１．特定船舶導入計画の概要

【認定通知書番号】　第　号

【認定通知書交付年月日】　年　月　日

２．報告に係る計画の期間

３．特定船舶導入計画の認定により受けた支援措置

４．特定船舶の導入の目標の達成状況

５．実施した特定船舶導入計画の内容

６．その他留意すべき事項

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　根拠となる資料を別途作成の上、添付すること。